

## 敦賀市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション支援に関する条例

障がいを持つ者と持たない者が互いに意思や感情を理解し、互いの人格と個性を尊重できる社会を実現させる上で、全ての人が等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、欠かすことができないものである。

障がいのある人のコミュニケーション手段には、文字、音声言語をはじめ、点字、手話、代筆、代読など様々なものがあるが、障がいのある人が自分自身にとって使いやすいものが、必ずしも他者に理解されないことがあり、コミュニケーションを図ることの困難さを経験している。

平成25年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障がいのある人もない人も、互いに、その個性を認め合いながら、共生社会をつくることが求められている。また、平成26年に障害者の権利に関する条約を批准したことにより、障がいのある人の表現及び意見の自由についての権利を行使できる環境の整備が求められている。

敦賀市では、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が自ら選択したコミュニケーション手段を使用できる機会を確保するとともに、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの尊厳を尊重し合い、全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人の情報取得及びコミュニケーション支援を円滑に行うことについて基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進することにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障が

いを含む。)、難治性疾患その他心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段 点字、手話、要約筆記、音訳、代筆、代読、触手話、情報伝達機器の使用その他障がいのある人が自ら選択する情報の取得又はコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (3) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)、ガイドヘルパー等障がいのある人の情報の取得又はコミュニケーションの支援を行う者をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。
- (6) 市民 市内に居住する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人が、情報を取得し、コミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。

- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進は、障がいのある人もない人も互いに理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する理念(以下「基本理念」という。)に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、障がいのある人が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を安心して利用できる環境を整備するため、事業者に対し合理的配慮について協力を求めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策
- (2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策
- (4) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段での情報発信及び情報提供（災害その他非常事態の場合を含む。）に関する施策
- (5) 市民及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策の実施状況の確認及び見直しを行うため、毎年1回以上障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項の施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。